

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「下水道管理課長」の下に「、下水道事業課長」を加え、同項第三号中「下水道管理課長」を「所属する課の課長」に改める。

第三条第三項中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第五項中「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改め、同条に次の三項を加える。

9 管理者は、職員（別に定める職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の正常な運営を妨げないと認める場合には、第二項、第三項、第五項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として別に定める期間ごとの期間につき第一項、第四項、第六項及び第七項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

10 前項の規定による勤務時間の割振りは、第二項の規定にかかわらず、職員の申告を考慮して所属長が定める。

11 前各項に定めるほか、勤務時間の割振りについては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）による勤務時間の割振りの例による。

第四条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前各項に定めるほか、休憩時間については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による休憩時間の例による。

第六条ただし書中「設けるものとし」の下に「、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員（別に定める者に限る。次項において同じ。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、別に定めるところにより、週休日設けることができ」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定により設ける週休日は、育児短時間勤務職員等については当該育児短時間勤務等の内容に従い、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については業務の実情に応じ、第三条第九項の規定により勤務時間を割り

振る職員については当該職員の申告を考慮して、所属長が定める。ただし、同項の規定により勤務時間を割り振る職員のうち、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については業務の実情に応じて定めたものに加えて当該職員の申告を考慮して、週休日を設けるものとする。

3 前二項に定めるほか、週休日については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による週休日の例による。

第七条第三項中「（平成七年埼玉県条例第二号）」を削る。

第二十条中「（平成四年埼玉県条例第六号）」を削る。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 管理者の指定する職員の勤務時間については、当分の間、第三条第二項の規定にかかわらず、管理者が別に定める。